

専門部活動助成事業補助金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専門部の活動助成に係る補助金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、各専門部が実施する次の各号に掲げる事業とする。

(1) 各専門部の運営及び充実・強化のための事業

(2) その規模が関東大会以上の事業

(補助金の支給)

第3条 補助金は、前条に規定する補助対象事業に対して、予算の範囲内で支給するものとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第2条第1号に掲げる事業 1 専門部当たり年度10万円を上限とする。

(2) 第2条第2号に掲げる事業 1 事業当たり10万円を上限とする。

(補助金支給に係る特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、実施事業に支障を来す場合には、補助金の支給について特別な措置を講ずることができるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、事業実施年度の前年度の指定期日までに、専門部事業補助金 交付申請書(別記様式第1号)を群馬県高等学校文化連盟会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(実施報告)

第7条 補助金の受給者は、会長が別途指示する期日までに専門部補助金交付事業実施報告書(別記様式第2号)を提出するものとする。

(会計関係書類)

第8条 補助金の受給者は、当該補助金に係る会計関係書類(金銭出納簿、領収証その他補助金の出納を証する書類等)を整備するとともに、これを5年間保存するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項は、その都度協議の上、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

この規程は、平成23年5月31日から施行する。